

厚生労働省で本日、令和4年4月1日から適用される「職業紹介事業の業務運営要領」が公開されています。

【主な改正点】

1 職業紹介責任者に関する要件について、民法改正に対応し、「成年に達した後3年以上の職業経験を

有する者であること」が「民法第4条に規定する成年に達した後3年以上の職業経験を有する者である

こと」に改正されました。

これにより「18歳に達した後3年以上の職業経験を有すること」が要件となります。

(要領「[第3 許可基準](#)」P. 21記載)

2 個人情報保護法の改正に伴い、所要の改正が行われました。

[令和4年4月1日から適用される「職業紹介事業の業務運営要領」ページ](#)

2022年4月1日